

静 情 審 第 1 8 号  
令和 3 年 7 月 2 6 日

静岡県教育委員会 様

静岡県情報公開審査会  
会長 牧田 晃子

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

令和3年3月22日付け教総第317号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

大学等研究機関派遣研修に要する費用が分かる文書についての部分開示決定に対する審査請求（諮問第228号）



## 別紙

### 1 審査会の結論

静岡県教育委員会の決定は妥当である。

### 2 審査請求に至る経過

- (1) 令和2年9月8日、審査請求人は、静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号。以下「条例」という。）第6条の規定により、静岡県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、別記1の内容に係る公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、同月10日、実施機関は、当該開示請求を受け付けた。
- (2) 実施機関は、令和2年10月26日、別記2の文書を特定し、別記2の請求（以下「請求」という。）**1、2B及び3B**については、条例第7条第2号の特定の個人を識別できる情報が含まれるため、一部を開示しない決定を行い、その余（以下「本件対象公文書」という。）については、当該文書を保有していないとして、条例第11条第2項に基づく公文書非開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 令和2年11月30日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により実施機関に対し審査請求を行い、同年12月3日、実施機関は、これを受け付けた。

### 3 審査請求人の主張要旨

審査請求の趣旨は、本件決定である文書不存在による非開示決定を取り消すよう求めるものであり、審査請求人が審査請求書及び意見書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 文書不存在の決定を受けたのは、実施機関が行う「大学等研究機関派遣研修（以下「派遣研修」という。）」に係るものである。派遣研修は、県費（税金）で運営される事業であり、派遣研修者は長期研修の出張扱いを受け、給与及び旅費等が支給される。しかし、この制度は、すべてが秘密裏に行われる不透明なもので、公平性、公正性、平等性のいずれも担保されず、合理性、客観性も著しく欠けるものである。
- (2) 地方自治体の予算、決算等はいずれも議会の承認を受けて公表されるのが財政民主主義の原則であり、この派遣研修の運営についても、静岡県議会の承認の下、予算決算がなされ公表されるのが当然である。
- (3) まして、この制度は指名を受けた一部の教師だけが有給措置のみならず、経済的な優遇措置を享受できるものであり、その運営についてオープンでなければならぬことは当然である。文書不存在を理由に非開示の措置をとることなど論外である。

#### 4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書で述べている主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 審査請求の対象は、派遣研修に要する経費のうち、実施機関の負担額（実績と予算）が分かる文書である。派遣研修は、「大学等研究機関派遣研修実施要綱（以下「要綱」という。）」に基づき実施され、その費用は、要綱第11条で「派遣期間中は、通常の給与のほか、静岡県職員の旅費に関する条例に基づく旅費を支給する。」と規定されていることから、通常の給与及び通勤費等交通費に係る部分を県費で支給する。

また、派遣研修において使用する教材費は、「教育職員等の旅費支給の調整に関する規程（以下「規程」という。）」に基づき、1日あたりの実費額を旅行諸費に加算して支給する。

その他、派遣研修に要する経費（受験費用、入学料、受講料、その他諸経費）は、派遣研修者個人の自己負担である。

- (2) 2019年度派遣研修者7人のうち、2019年度に派遣を終了した4人に係る**請求2B**については、支出票等の会計書類を特定し、部分開示決定を行った。**請求2A**及び**2C**については、対象となる経費が派遣研修者の自己負担であり、実施機関での負担はないことから、負担額が分かる文書は作成しておらず、非開示決定を行った。

2019年度派遣研修者7人のうち、2020年度も研修を継続する3人について、2019年度に要した費用の分かる公文書（**請求3A～C**）の取り扱いは、前述の4人と同様である。

研修を継続する3人の2020年度に見込まれる諸経費のうち、**請求4B**について、交通費等の予算は年度当初に大枠で各学校に配分され、具体的な見込額を年度当初あるいは年度途中で算出しておらず、予算額が明記された公文書は作成していない。**請求4A**及び**4C**については、対象となる経費が派遣研修者の自己負担であり、実施機関で負担する費用でないことから、予算計上しておらず、予算額が明記された公文書は作成していない。

2020年度推薦者8人についても、前述の3人の2020年度諸経費と同様の理由により、**請求5A～C**の公文書は作成していない。

以上のことから、本件対象公文書は保有しておらず、探索も行ったが、その存在は確認できなかったことから、静岡県情報公開条例第11条第2項の規定により、本件決定処分を行った。

#### 5 審査会の判断

当審査会は、本件決定について審査した結果、以下のとおり判断する。

- (1) 本件開示請求は、2019年度及び2020年度における本件派遣研修に係る対象者の推薦依頼文書及び研修経費のうち、実施機関の負担額（実績及び予算）が分かる文書の開示を求めたものである。

- (2) これに対し、実施機関は、学校長への推薦要望調書及び派遣修了者に係る交通費の実績額が分かる文書として、旅費の支出に係る会計書類を特定した上で、一部を開示しない決定を行い、その他の文書は存在しないとの本件決定を行ったところ、審査請求人は、研修に係る費用はすべて公費で負担されており、本件開示請求に係る文書は存在するはずであると主張する。
- (3) 当審査会で実施機関から提示を受け、本件派遣研修に関する要綱及び規程を確認したところ、実施機関の主張するとおり、派遣期間中は通常の給与のほか、通勤費等の交通費、研修で使用する教材費を公費負担することとされていたが、受講料等、研修に要するその他の費用について公費負担する根拠は認められなかった。

なお、要綱上、研修に係る旅費は公費で支給すると規定されており、本件開示請求に対しても研修に係る交通費の実績額が分かる文書として旅費の支出に係る会計書類が特定されている。当審査会事務局職員をして実施機関に交通費の予算額が分かる文書の存否を確認したところ、高等学校における教職員全体の旅費の年間予算額を示す文書は存在するが、本件派遣研修に限らず、研修ごとの交通費の予算額が分かる文書は存在しないとしている。

当審査会で提示を受け、実施機関の保有する旅費に係る予算資料を確認したところ、審査請求人が求めている本件派遣研修に係る交通費の予算額が確認できる文書とは認められなかった。

- (4) したがって、本件対象公文書を保有していないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点はなく、実施機関において本件対象公文書を保有しているとは認められない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記3のとおりである。

別記1 開示請求の内容

大学等研究機関派遣研修において、対象者の推薦を高校に求めた際の文書及び研修に要する費用が分かる文書

別記2 実施機関が特定した文書

対象年度	対象者	請求No.	対象公文書	決定	審査請求対象
2019 2020	—	1	推薦要望調書	—	部分開示 ×
2019	4人 (2019 派遣終了)	2 A	各大学における個々人の受講料に要した諸経費	最終 支出 額	不存在 ○
		2 B	個々の該当者の交通費等に要した費用負担額		部分開示 ×
		2 C	その他、研修に関し負担した経費負担額		不存在 ○
	3人 (2019 ~2020 派遣)	3 A	各大学における個々人の受講料等に要した諸経費		不存在 ○
		3 B	個々の該当者の交通費等に要した費用負担額		部分開示 ×
		3 C	その他、研修に関し負担した経費負担額		不存在 ○
2020	4人 (2020 新規)	4 A	各大学における個々人の受講料等に関する諸経費	予算 額	不存在 ○
		4 B	個々の該当者の交通費等負担額		不存在 ○
		4 C	その他見込まれる必要経費		不存在 ○
	5 A	各大学における個々人の受講料等に関する諸経費	不存在 ○		
	5 B	個々の該当者の交通費等負担額	不存在 ○		
	5 C	その他見込まれる必要経費	不存在 ○		

※請求No.は、事務局にて形式的に付したものである。

別記3 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過	審 査 会
令和3年 3月 22日	諮問庁から諮問書を受け付けた。	
令和3年 4月 6日	審査請求人から意見書を受け付けた。	
令和3年 5月 24日	審議	第349回
令和3年 6月 21日	審議	第350回
令和3年 7月 26日	審議 (、答申)	第351回

静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
牛之濱 千穂子	静岡済生会総合病院 参事	第 349 回～第 351 回
大 原 和 彦	弁護士	第 349 回～第 351 回
加 藤 裕 治	静岡文化芸術大学文化政策学部 教授	第 349 回～第 351 回
鎌 塚 優 子	静岡大学教育学部 教授	第 350 回～第 351 回
高 橋 正 人	静岡大学人文社会科学部 准教授	第 349 回～第 351 回
牧 田 晃 子	弁護士	第 349 回～第 351 回